

2016年
(平成28年)

1月号

なら

通巻 355号

労働時報

CONTENTS

○エルトピア会議室をご利用ください……………	1
○平成28年4月入校生募集(奈良県立高等技術専門校)……………	2
○奈良県特定最低賃金改定のお知らせ……………	2
○社員・シャインな職場訪問記②……………	3
○女性活躍推進法の成立……………	4
○社員・シャイン職場づくり推進登録企業募集……………	4
○がん患者の治療と就労の両立支援について……………	5
○労務改善 Q & A ……………	6
○奈良県の労働経済主要指標……………	6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708

月～金 8時30分～17時

奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609

月～金 8時30分～17時

大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課
☎0120-450-355
月～金 9時～17時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)
☎0742-26-6900
第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)
☎0745-22-6631
第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

※平成27年度から、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催しています。

しごと相談ダイヤル

パート・内職・技術講習など情報を提供しています。

◆奈良しごとセンター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時

◆高田しごとセンター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

会議・研修・サークル活動などの会場をお探しなら、

エルトピア会議室をご利用ください!!!

エルトピアは県内2カ所ございます。

エルトピア奈良【奈良労働会館】

奈良市西木辻町93-6 TEL: 0742-26-6900

施設内容: 小会議室24名～大会議室156名 全5室

利用料金: 半日 ¥1,950より

アクセス: JR奈良駅(東出口)から徒歩10分
または近鉄奈良駅から、9番のりばで
バス(市内循環・内回り)に乗り、「瓦
町バス停」下車すぐ

エルトピア中和【中和労働会館】

大和高田市西町1-60 TEL: 0745-22-6631

施設内容: 小会議室12名～大会議室100名 全5室

利用料金: 半日 ¥720より

アクセス: JR高田駅から徒歩5分
または近鉄高田駅から徒歩10分

両施設とも、

★マイク等設備使用料無料! ★無料駐車場ございます。★どなたさまでもご利用いただけます。

◎開館時間: 9:00～21:00 ◎休館日: 日曜日、祝日、休日、年末年始(12/28～1/4)

ご利用ご予約については、各エルトピアまでお問い合わせください。

エルトピアホームページ: <http://www.pref.nara.jp/15603.htm>

平成28年4月入校生募集案内 奈良県立高等技術専門校

本校は、再就職を希望している方や、学校を卒業し新たに職業に就かれる方が、職業に必要な技能・知識を学ぶ、公共職業能力開発施設です。近鉄橿原線石見駅下車西約200mの通校に便利な所にあります。

ハローワーク（公共職業安定所）と密接に連携し、さらに就職支援専任の職員が職業訓練期間を通して皆さんの就職活動のお手伝いをします。これらにより就職率は全体で9割近くとなっています。

一定の要件を満たすと、職業訓練期間中、雇用保険の失業給付期間延長、求職者支援制度、公共交通機関の学割などの援護措置が適用されます。

■募集科（各定員20名）

- ・ITシステム科（期間1年）
- ・家具工芸科（期間1年、将来起業を志している方）
- ・建築科（期間1年）
- ・住宅設備科（期間1年）
- ・服飾ビジネス科（期間1年）
- ・オフィスビジネス科（期間1年）
- ・ビルメンテナンス科（期間1年、35歳以上）
- ・造園技術科（期間1年）
- ・販売実務科（期間1年、知的障がいのある方）

■応募の流れ（販売実務科を除く全科）

1. 応募書類の受付期間
 - 【第1回募集】1月4日（月）～2月1日（月）
 - 【第2回募集】2月5日（金）～2月22日（月）
 - 【第3回募集】3月2日（水）～3月11日（金）
 - （注意：第2・3回募集は欠員のある科のみ実施）
2. 入校選考日（一般職業適性検査・面接）
 - 【第1回募集】
 - ・一般職業適性検査：2月12日（金）
 - ・面接：2月18日（木）または19日（金）
 - 【第2回募集】3月1日（火）

- 【第3回募集】3月18日（金）
- 3. 合格発表
 - 【第1回募集】2月26日（金）
 - 【第2回募集】3月7日（月）
 - 【第3回募集】3月24日（木）

■応募の流れ（販売実務科）

1. 応募書類の受付期間
 - 1月7日（木）～1月21日（木）
2. 体験訓練（入校希望者は必須です）
 - 1月28日（木）午前中まで。
3. 作業試験・面接：2月1日（月）、2日（火）
4. 合格発表：2月9日（火）

■施設見学会の開催について

平成28年1月15日（金）、1月27日（水）
各日午後1時30分から開始します（午後1時30分までにお越しください）。事前申込は不要です。2つの科まで見学できます。2月以降は随時見学可能です。また、販売実務科の施設見学及び相談は随時行っています。見学を希望される方は事前に本校にご連絡ください。

■募集案内パンフレット・応募書類の入手方法

- ・本校ホームページ（PDFファイルでダウンロード可）
- ・県内のハローワークや本校窓口で配布しています。
- ・郵送（送付先の住所・宛名を明記し140円切手を貼付した角型2号の返信用封筒を、『募集案内資料請求』と朱記した封筒に同封し本校へ郵送願います）

■お問い合わせ先

奈良県立高等技術専門校
〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440
TEL：0745-44-0565 FAX：0745-44-1057
URL：http://www.pref.nara.jp/1755.htm

応募に関する詳しい内容は本校ホームページや募集案内パンフレットを入手してご確認ください

奈良県特定最低賃金が改定されました

特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 833円 (平成27年12月26日発効)
	電機関係製造業 電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、 産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	時間額 827円 (平成27年12月26日発効)
	自動車小売業	時間額 830円 (平成27年12月26日発効)
	木材・木製品、家具・装備品製造業 (製材熟練等)	時間額 816円 日額6,527円 (平成元年1月25日発効)

奈良県最低賃金 時間額740円（平成27年10月7日発効）

奈良県最低賃金は奈良県内で働くすべての人に適用されます。

ただし、上記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれ特定（産業別）最低賃金が適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206



社員・シャインな職場訪問記②6



前回に引き続き、
平成26年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進表彰
企業を紹介します。

今回紹介するのは、テレワーク推進部門賞を受賞された**有限会社 モルガンデータシステム**様です。

溝口代表にお話を伺いました。



有限会社 モルガンデータシステム

事業内容：サービス業（アンケート入力・集計等）

所在地：生駒市北田原町1691-3

TEL：0743-72-0268

URL：http://www.morgan.co.jp



「テレワークを中心とした働きやすい職場づくり」に取り組んだきっかけや取組内容を教えてください。

当時テレワークを推進しているコンサルティング会社から、ネットワークを使った在宅勤務の進め方を教えてくださいというお話をいただき、ちょうど頼りにしている女性社員が出産するタイミングでしたので、是非導入したいと考え、取り組むことにしました。（テレワークとは：情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる仕組み）

当社の場合、子育て中の女性が自分の都合のよい時間に在宅で仕事をできることを想定しましたが、その際一番懸念されることはセキュリティです。お客様の大切な情報を在宅勤務で守れるだろうかということです。情報を扱う会社ですので、普段からセキュリティには厳しく注力していますが、更に徹底した個々の意識の改革や知識が求められます。コンサルティング会社の協力を得て、「パスワードは平易なものではなく、アルファベット・数字・記号・小文字大文字をランダムに混在すること」というような基本的な事柄から始め、必要な知識のチェックシートを作成し、全ての項目をクリアにしていきました。

現在、割合的には社内での作業が多いですが、全員が在宅でも勤務可能な状態で、臨機応変に業務に従事しています。またその後、テレワークの知識を活かして在宅ワーカーの方にも多忙な時期にお手伝いしてもらおうことができるようになりました。



一日デスクワークなので、ラジオ体操とスクワットは欠かせません

テレワークを進める上で大切なことは何ですか？

社員1人ひとりの自主性や時間管理能力が必要になってきます。社内であれば必然的に仕事に集中できる環境にありますが、自宅では自分の思った通りにことは進みません。仕事以外の環境を受け入れながら、仕事モードのスイッチをオンオフする能力が求められます。また、在宅勤務は時間管理が出来なければ「仕事に追われ」、成果が出ず苦しいものになってしまいます。各自が各々のプロジェクト全体の進捗具合を知り、足りないところを相互に報告・補完し合うように進めているからこそ達成出来たのかもしれない。

今後の目標を教えてください。

テレワークを導入した事によって社員の知識も高まり、また台風や大雪などの自然災害時もしばしば全員が社内と同じように自宅でも業務ができるのは会社として大変心強いことです。

子育てや、介護のためフルタイムで働きに行くことが出来ない等、様々な制約で在宅でしか仕事が出来ない人達があります。フルタイムで働けない人にとっては、「働きたいけれど仕事がない」というのが現実です。今後としては、そのような制約のなかで仕事を探している方達に多様な働き方ができる会社にしていきたいと思えます。



女性活躍推進法が成立しました

将来の労働力不足が懸念される中、人材の多様性を確保することは不可欠で、女性の活躍の推進が重要と考えられます。また、企業にとっても、コストをかけて採用・育成した女性社員が能力を発揮しつつ継続就業できる職場環境をつくることは大きなメリットです。

このため、国・地方公共団体・民間事業主に対する女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が新たに制定されました。

事業主の方は、平成28年4月1日までに①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

※300人以下の労働者を雇用する事業主の皆様は、努力義務となっておりますが、ぜひ積極的なお取組をお願いいたします。

Q 行動計画とは具体的にどのように定めればよいのでしょうか。

A 行動計画の必須記載事項は、計画期間、目標（数値目標を含む）、取組内容、取組の実施時期です。行動計画は、状況把握・課題分析を踏まえ、自社の課題解決に向けた内容としていただく必要があります。

Q 女性正社員のみを対象とした取組を行えばよいのでしょうか。

A この法律は、すべての女性の職業生活における活躍推進をはかる内容となっており、女性正社員のみが対象というわけではなく、非正規雇用の女性や、さらには男女を通じた働き方の改革なども含まれています。状況把握の結果、男性を含めた働き方（長時間労働など）や非正規雇用労働者について課題があった場合には、女性正社員のみならず、男性も含めた働き方の改革や、非正規雇用労働者に対する取組を盛り込むことをご検討ください。

新設 女性活躍加速化助成金のご案内

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して、「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

【助成金の種類と支給金額】

●加速化Aコース

「取組目標」を達成した中小企業事業主（※）に対して支給

支給額：30万円（1事業主1回限り）

※ 中小企業事業主・・・常時雇用する労働者が300人以下の事業主

●加速化Nコース

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給

支給額：30万円（1事業主1回限り）

行動計画の策定の取組、女性活躍加速化助成金など、この法律についてのご質問は

奈良労働局雇用均等室【電話：0742-32-0210】までお問い合わせください。

また、厚生労働省ホームページ内の【女性活躍推進法特集ページ】でも詳細や企業の取組事例などをご覧いただけます。

奈良県社員・シャイン職場づくり推進登録企業を募集しています!!

働きやすい職場づくりの取組は、従業員のモチベーションや企業イメージのアップ、企業活力・生産性の向上などに結びつく「あすへの投資」です！

従業員全員がいきいきと働く元気な企業を目指しませんか？ ご登録お待ちしております！！

申請及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 労政福祉係 TEL：0742-27-8828

※ 登録要件など詳細は、雇用労政課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

がん患者の治療と就労の両立支援について

がんは、生涯のうち2人に1人がかかる身近な病気です。働く世代のがん患者数は年々増加しており、がん患者の治療と就労の両立支援は大きな課題となっています。

県では、がん診療連携拠点病院・支援病院にがん患者・その家族等のための相談支援センターを設置し、就労支援としては平成26年度からがんの専門の相談員と就労の専門家である社会保険労務士が連携することによって、がん患者や家族にとってより安心できる相談の場を提供しています。

また、産業医の立場からがんをもつ従業員への支援を考えるための研修会も開催しています。

◆がんに関する相談、がん患者・その家族等の交流ができます

●がんの相談窓口

下記の病院では、看護師や社会福祉士などの専門の相談員が相談に応じています。また、社会保険労務士による就労相談日を設けています。



【よくある相談例】

- ・療養生活についてきいてみたい
- ・こころの悩みをきいてほしい
- ・復職を考えているが不安
- ・治療のための休暇取得や休職はどうしたらいいの

●がん患者サロン

がん患者やその家族など、同じ立場の人が、気軽に語り合う交流の場です。不安をやわらげたり、よりよく過ごすためのきっかけを見つけることができます。



【患者の声】

- ・同じ病気の患者さんの声をききたい
- ・不安な思いをきいてほしい
- ・前向きに生活できるヒントがほしい

◆相談支援センター等の窓口

●の病院では、社会保険労務士による就労相談日を設けています。

設置病院	問合せ先（病院代表）	がん患者サロン開設日（原則）
がん診療連携拠点病院 *1		
●奈良県立医科大学附属病院	0744-22-3051	第1・3金曜日 13:30～15:30
●奈良県総合医療センター	0742-46-6001	第3火曜日 14:00～16:00
●天理よろづ相談所病院	0743-63-5611	第4水曜日 14:00～16:00
●近畿大学医学部奈良病院	0743-77-0880	第3水曜日 14:00～16:00
●市立奈良病院	0742-24-1251	第3木曜日 14:00～16:00
奈良県地域がん診療連携支援病院 *2		
国保中央病院	0744-32-8800	第2水曜日 13:00～15:00
済生会中和病院	0744-43-5001	第1水曜日 14:00～16:00
大和高田市立病院	0745-53-2901	第2月曜日 14:00～16:00

*1：専門的ながん医療の提供や、がん患者に対する相談支援・情報提供など行う国が指定した病院

*2：がん診療連携拠点病院と連携を図りながら、がんの専門的な医療の提供を行う県が指定した病院

◆奈良産業保健総合支援センターと共催で、産業医を対象とした研修会を開催します

テーマ：「最近のがん治療と就労の両立について」

日時：平成28年2月17日（水） 14時～16時15分

場所：奈良商工会議所 地下AB会議室

内容：「最近のがん治療と就労の両立について」奈良県立医科大学 放射線腫瘍医学講座 長谷川正俊教授

対象：奈良県内の産業医（生涯研修に該当）

問合せ・申込み：奈良産業保健総合支援センター TEL：0742-25-3100

★奈良県のがん対策については

がんネットなら

検索

奈良県医療政策部保健予防課 0742-27-8928

労務改善 Q&A



短期バイトでチラシのポスティングをしていました。求人広告では、『1日8時間勤務、ポスティング1枚〇円、主に〇〇地域を担当してもらいます』とだけ書かれていました。出勤日に8時間働いて、会社から支払われた賃金は1日平均3,680円でした。現在、奈良県の最低賃金は1時間740円のはずですが、本当にこれだけしかもらえないのでしょうか。



出来高払制その他の請負制（いわゆる歩合制）については、使用者が間違った認識で賃金を設定してしまい、労働者とトラブルになることがあります。

質問者様のケースでは、1時間平均460円となっており、最低賃金を下回っています。1日5,920円（740円×8時間）以上支払われていないと、使用者の賃金設定（賃金支払い）は違法とみなされます。出来高が少ない場合であっても、使用者は労働者に対し、時間あたりの最低賃金を保障しなければなりません。

労基法第27条では、「出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。」と定められています。また、同法第28条には、「賃金の最低基準に関しては、最低賃金法の定めるところによる。」とあります。使用者が一定額の賃金保障をすることで、「労働者の生活を安定させる」という趣旨が法に込められています。

また、同法第27条の「一定額」という表記ですが、これは最低賃金のみを意味しているわけではありません。例えば、使用者の責による休業を余儀なくされた場合、月給制など一般の労働者と同様に、同法第26条（休業手当）も考慮する必要があります。つまり、最低賃金のみならず、過去3箇月の平均賃金の60%をクリアしなければならないケースがあるのです。

なお、実態は労働者（従業員）なのに、使用者が歩合制の人を「独立した個人事業主として働いている人」と主張するケースがあります。つまり、「労働法規が適用される労働者ではないので、一定額の賃金保障には該当しない。」との理屈です。現に使用従属関係があつて、労働者と変わらない働き方をしていれば、個人事業主ではなく、労働法規が適用される労働者とみなされます。

歩合制の賃金について疑念がございましたら、お近くの労働基準監督署にご相談されることをお勧めします。

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き（新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値）>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 < ()内は全国値>
平成24年度	1,389,690	66,358	79,392	1.20	292,562	210,315	0.72 (0.82)
25年度	1,383,549	62,400	83,829	1.34	270,251	226,474	0.84 (0.97)
26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
平成27年8月	1,370,629	4,627	7,442	1.48	20,376	20,922	1.06 (1.23)
9月	1,370,105	4,863	7,266	1.40	20,301	21,133	1.02 (1.24)
10月	1,369,362	5,318	8,496	1.40	20,730	21,743	1.00 (1.24)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き（年平均、月平均 事業所規模5人以上）>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成24年	262,429	223,192	137.5	8.3
25年	261,524	222,481	137.1	8.2
26年	264,538	223,388	136.4	8.1
平成27年7月	312,863	225,866	140.1	7.3
8月	238,659	227,278	134.2	7.3
9月	228,191	225,060	135.1	7.3

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻355号 平成28年1月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>